

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の変更
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止
- ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立
- ・公有水面埋立ての竣工認可
- ・道路の区域変更（3件）
- ・道路の供用開始（5件）
- ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名  
 福祉保健課  
 //  
 //  
 //  
 //  
 //  
 //  
 水産経営課  
 渔港漁場課  
 道路維持課  
 //  
 長崎県立長崎図書館

### ◎ 公 告

- ・測量の実施
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧
- ・開発行為に関する工事完了
- ・一般競争入札の実施
- ・落札者等

建設企画課  
 砂防課  
 建築課  
 長崎県立長崎図書館  
 警察本部会計課

### ◎ 雜 報

- ・令和7年度行政書士試験の合格者

総務文書課

## 告 示

### 長崎県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
 長崎県副知事 浦 真樹

（指 定）

医療機関名	開設者	所 在 地	指定年月日	有効期間
そうごう薬局大村古賀島町店	総合メディカル株式会社 代表取締役 多田 莊一郎	長崎県大村市古賀島町 1777-1	令和7年9月1日	令和13年8月31日

たかの耳鼻咽喉科	高野 篤	長崎県西彼杵郡長与町高田郷8-35	令和7年9月1日	令和13年8月31日
西時津調剤薬局	株式会社カインドヘルスサポート 代表取締役 南野 潔	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷181-7	令和7年9月1日	令和13年8月31日
玉川内科・歯科医院	医療法人 玉川医院 理事長 玉川 文雄	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2047番地4	令和7年9月20日	令和13年9月19日
トラスト調剤薬局	井手薬品株式会社 代表取締役 井手 佳位輔	長崎県東彼杵郡波佐見町井石郷2234-2	令和7年9月24日	令和13年9月23日
いわや歯科医院	岩屋 和俊	長崎県北松浦郡佐々町本田原免171-1	令和7年9月1日	令和13年8月31日
鍬先医院	医療法人 行清会 理事長 鍬先 清一郎	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷201番地3	令和7年8月1日	令和13年7月31日
はくあい堂薬局	博愛堂ファーマシー株式会社 代表取締役 水田 晋一郎	長崎県島原市新湊1-42	令和7年10月1日	令和13年9月30日
諫早そよかぜクリニック	桐山 健	長崎県諫早市津水町160	令和7年10月1日	令和13年9月30日
立川医院	立川 隆義	長崎県諫早市高来町三部壹524	令和7年10月7日	令和13年10月6日
ことのは薬局	有限会社一心堂 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市永昌町12-1 スイトービル1階	令和7年10月10日	令和13年10月9日
大村市夜間初期診療センター	大村市長 園田 裕史	長崎県大村市本町413番地2	令和7年10月1日	令和13年9月30日
たなか歯科クリニック	田中 一生	長崎県大村市須田ノ木町705-1	令和7年10月1日	令和13年9月30日
そうごう薬局 いづはら東里店	総合メディカル株式会社 代表取締役 多田 荘一郎	長崎県対馬市厳原町東里290-6	令和7年10月1日	令和13年9月30日
馬場歯科医院	馬場 直美	長崎県雲仙市南串山町丙9904-1	令和7年10月19日	令和13年10月18日
キザキ薬局上石田店	合資会社 キザキ南光堂薬局 無限責任社員 木崎 健五	長崎県雲仙市千々石町甲675-1	令和7年10月1日	令和13年9月30日
八木歯科医院	荒木 敬子	長崎県南島原市口之津町丁5352	令和7年10月1日	令和13年9月30日
医療法人 森内科クリニック	医療法人 森内科クリニック 理事長 森 久光	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷445-101	令和7年10月1日	令和13年9月30日
ひでふみデンタルクリニック	齋藤 秀文	長崎県西彼杵郡長与町高田郷951番地	令和7年10月1日	令和13年9月30日
近藤医院	医療法人 近藤医院 理事長 近藤 敏	長崎県西彼杵郡時津町日並郷1325-8	令和7年10月1日	令和13年9月30日
日本調剤 時津薬局	日本調剤株式会社 代表取締役社長 小城 和紀	長崎県西彼杵郡時津町元村郷807-1	令和7年10月1日	令和13年9月30日
おぢか薬局	くすりのリッチョ合同会社 代表社員 松山 恵	長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1760-1	令和7年10月10日	令和13年10月9日
おおむらこどものクリニック	濱口 陽	長崎県大村市小路口町244番地8	令和7年10月1日	令和13年9月30日

キタ忍歯科医院	喜多 慎太郎	長崎県島原市湊町354番地	令和7年11月1日	令和13年10月31日
おかもと歯科	岡本 直樹	長崎県諫早市貝津町2314-1	令和7年11月11日	令和13年11月10日
はら脳神経外科	医療法人 愛真会 理事長 原 真弥	長崎県大村市富の原2丁目350-1	令和7年11月1日	令和13年10月31日
医療法人 あすなろ会 つなぐ歯科口腔外科クリニック	医療法人 あすなろ会 理事長 山下 直宏	長崎県大村市竹松本町545番地5	令和7年11月1日	令和13年10月31日
小路口町薬局	株式会社 宝来栄 代表取締役 西岡 雄一	長崎県大村市小路口町258-3	令和7年11月1日	令和13年10月31日
山根歯科医院	山根 広司	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸福島郷1458-29	令和7年11月24日	令和13年11月23日
森川内科クリニック	医療法人 森川内科 理事長 森川 卓	長崎県西彼杵郡長与町三根郷83番地1	令和7年11月1日	令和13年10月31日
かりん薬局	有限会社 ウエル 取締役 森 雄一郎	長崎県西彼杵郡長与町高田郷47番地	令和7年11月1日	令和13年10月31日
はまゆう薬局	有限会社 しのはら薬局 代表取締役 篠原 郁夫	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷756番2	令和7年11月1日	令和13年10月31日
すが眼科	医療法人 すが眼科 理事長 菅 英毅	長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷333番地5	令和7年11月1日	令和13年10月31日
小浜みやもと歯科医院	宮本 元治	長崎県雲仙市小浜町南本町9-3	令和7年10月1日	令和13年9月30日
くちのつみなとクリニック	宮崎 恒子	長崎県南島原市口之津町甲2146番地2	令和7年10月1日	令和13年9月30日
八木原薬局	株式会社Saikai Pharmacy 代表取締役 長尾 尚俊	長崎県西海市西彼杵町八木原郷1526-3	令和7年10月1日	令和13年9月30日
大島調剤薬局	株式会社Saikai Pharmacy 代表取締役 長尾 尚俊	長崎県西海市大島町1895	令和7年11月1日	令和13年10月31日
たぐち薬局 津町店	有限会社たぐち薬局 代表取締役 田口 健一郎	長崎県島原市津町409-14	令和7年12月1日	令和13年11月30日
たきの内科クリニック	瀧野 博文	長崎県諫早市永昌町12-2 KRP諫早駅前ビル2F	令和7年12月1日	令和13年11月30日
大沢医院	大沢 肇	長崎県諫早市東本町2-8	令和7年12月9日	令和13年12月8日
くろきデンタルクリニック	医療法人 佑佳 理事長 黒木 俊郎	長崎県大村市松山町633-1	令和7年12月1日	令和13年11月30日
まつしま内科クリニック	医療法人 宏加会 理事長 松島 吉宏	長崎県島原市柏野町1472番	令和7年11月1日	令和13年10月31日
株式会社エム.エス. ファーマシー みなと 薬局	株式会社エム.エス.ファーマシー 代表取締役 杉本 憲昭	長崎県松浦市志佐町浦免872-2	令和7年11月1日	令和13年10月31日

## 長崎県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

（変更）

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	えにし薬局	株式会社FMファーマシー 代表取締役 久松 開人	長崎県西海市西海町木場郷 531-1	名称変更	令和7年12月1日
新	げんき堂薬局 こば店				

### 長崎県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

（廃止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
鍬先医院	医療法人 行清会 理事長 鍬先 清一郎	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷520-5	令和7年7月31日
ささき歯科	佐々木 弘人	長崎県五島市武家屋敷1丁目7-1	令和7年7月31日
いしづか歯科医院	石坂 享三	長崎県大村市松並1丁目350-3	令和7年8月29日
小浜みやもと歯科医院	宮本 元治	長崎県雲仙市小浜町南本町14-1 ハートピア一雲仙小浜2F	令和7年9月30日
島原マタニティ病院	医療法人 愛心会 理事長 吉田 至幸	長崎県島原市新町2丁目262番地1	令和7年9月30日
入船クリニック	医療法人 入船クリニック 理事長 入船 弘子	長崎県諫早市真崎町1610番地7	令和7年9月30日
しおた内科胃腸科医院	塩田 善之	長崎県南島原市口之津町甲2146-2	令和7年9月30日
八木原薬局	株式会社 大島ファーマシー 代表取締役 長尾 尚俊	長崎県西海市西彼杵町八木原郷字南1526-3	令和7年9月30日
みなと薬局	有限会社 好竹園 取締役 杉本 幸子	長崎県松浦市志佐町浦免872-2	令和7年10月31日
大島調剤薬局	有限会社 大島薬局 代表取締役 長尾 博司	長崎県西海市大島町1895番地	令和7年10月31日
株式会社 エム.エス. ファーマシー川棚薬局	株式会社 エム.エス. ファーマシー 代表取締役 杉本 憲昭	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷365-1	令和7年10月31日
まつしま内科クリニック	松島 吉宏	長崎県島原市柏野町1472番	令和7年10月31日

**長崎県告示第52号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	中村 綾実	長崎県諫早市天神町 1780			令和7年3月21日
はり・きゅう	古川 香奈子	長崎県諫早市多良見町 化屋327番地102号			令和8年1月20日

**長崎県告示第53号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
はり・きゅう	山口 悠花	長崎県西彼杵郡長与町 岡郷68-4			令和7年12月31日

**長崎県告示第54号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

加入区	漁業の区分
上対馬南加入区	旧上対馬町琴漁業協同組合の区域の小型合併漁業（主としてたこつぼを営む漁業）
上対馬南加入区	旧上対馬町琴漁業協同組合の区域の小型合併漁業（1に掲げる以外の小型合併漁業）
上対馬南加入区	中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう。）、 旧上対馬町琴漁業協同組合の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）
美津島町高浜加入区	小型合併漁業

美津島町第3加入区	小型合併漁業
豊玉町第3加入区	小型合併漁業及び小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）
宇久小値賀第1加入区	斑島郷の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。）
五島第3加入区	富江郷中央、富江郷小島、狩立郷及び松尾郷の区域の小型合併漁業
美津島町西海加入区	しいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び釣り・はえ縄漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
五島第6加入区	嵯峨島の区域の沖合刺網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

**長崎県告示第55号**

公有水面埋立て法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣工を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

1 埋立ての竣工認可年月日 令和8年1月30日

2 埋立ての竣工認可を受けた者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

3 埋立ての区域

(1) 位 置 長崎県平戸市生月町館浦字濱崎284番26地先

(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面 積 62.26平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許年月日及び番号

令和元年9月24日付け長崎県指令31漁港許第2号

6 閲覧場所

長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所

**長崎県告示第56号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類 一般県道

路 線 名 傑ヶ浦日野線

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
佐世保市船越町1422番1地先から 佐世保市赤崎町259番1地先まで	前B	5.0~39.4	3004.3	
	後B	5.0~85.3	2881.4	

**長崎県告示第57号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類 一般県道

路線名 渡良浦初瀬線

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
壱岐市郷ノ浦町渡良浦字君戸1223番1地先から 壱岐市郷ノ浦町渡良浦字君戸1222番3地先まで	前B	19.9~22.4	5.6	
	後B	20.9~24.8	5.6	

**長崎県告示第58号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類 一般県道

路線名 諫早外環状線

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
諫早市栗面町725番1地先から 諫早市栗面町725番1地先まで	前	100.6~105.3	5.9	
	後	102.3~105.3	5.9	

**長崎県告示第59号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者

長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 渡良浦初瀬線	壱岐市郷ノ浦町渡良浦字君戸1225番1地先から 壱岐市郷ノ浦町渡良浦字君戸1184番1地先まで	令和8年1月30日

**長崎県告示第60号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 小長井線	諫早市小長井町小川原浦1401番1地先から 諫早市小長井町小川原浦723番4地先まで	令和8年1月30日

**長崎県告示第61号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早外環状線	諫早市栗面町725番1地先から 諫早市栗面町725番1地先まで	令和8年1月30日

**長崎県告示第62号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	官公有無番地先（雲仙市小浜町南木指字小田崎平349番1）から 雲仙市小浜町金浜字下本河内1564番1地先まで	令和8年1月30日

**長崎県告示第63号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 多良岳公園線	諫早市高来町善住寺字大山1106番21地先から 諫早市高来町善住寺字大山1106番21地先まで	令和8年1月30日

**長崎県告示第64号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年1月30日

長崎県立長崎図書館 館長 加藤 盛彦

## 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

郷土資料センター図書館情報システム関連機器等賃貸借及び保守

## 2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者または受けることが明らかである者

(4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和8年2月27日 午後5時までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県のホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕 〒856-0831 長崎県大村市東本町481番地

〔名称〕 長崎県立長崎図書館総務課（ミライ on 図書館）

〔電話〕 0957-48-7701

## 4 競争入札参加者の資格及びその審査

(1) 競争入札参加資格者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下、「県資格」という。）を取得している者は、(2)アからエに掲げる事項について審査対象としない。

## (2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 過去の類似する業務の実績

(3) 申請書の提出方法

○ 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え3の(3)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。

- ア 長崎県が交付した資格審査結果通知書の写し
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 印鑑届（様式第3号）
- エ 委任状（様式第4号）
- オ 口座振替申込書（様式第5号）

カ 令和3年4月1日から申請書提出期限までに、契約金額100万円以上で公共図書館若しくは大学図書館におけるシステム、サーバ又はネットワークの構築又は保守業務の履行実績（履行中も含む）を証明する書類（様式第8号）

○ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え3の(3)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。

- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 印鑑届（様式第3号）
- ウ 委任状（様式第4号）
- エ 法人には、次のa及びb
  - a 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - b 4の(2)のアからエが記載された書類

オ 個人には、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

カ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者には、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 口座振替申込書（様式第5号）

コ 令和3年4月1日から申請書提出期限までに、契約金額100万円以上で公共図書館若しくは大学図書館におけるシステム、サーバ又はネットワークの構築又は保守業務の履行実績（履行中も含む）を証明する書類（様式第8号）

※提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果については、令和8年3月4日までに通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

6 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1

項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第9号）を提出しなければならない。

## 7 入札参加資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

## 8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(4)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 公 告

### 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
平戸市木引町～明の川内町	令和8年2月2日から 令和8年3月25日まで

### 土砂災害警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

1 縦覧期間 令和8年1月30日から令和8年2月12日まで（土日祝日を除く勤務時間内）

2 縦覧場所 県央振興局建設部河港課、諫早市建設部河川課、諫早市飯盛支所産業建設課

3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類

(1) 講早市飯盛町

地すべり

4 意見書の提出

(1) 警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧

期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

- (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理人による意見書の提出を行う場合は、代理人の資格及びその理由を示す書面が必要である。
- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項の規定に基づき諫早市長に意見聴取を求める際に添付する。
- (4) 提出先  
〒854-0071 諫早市永昌東町25-8  
県央振興局建設部河港課

### 開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和5年3月14日 長崎県指令 4都第1252号	長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字狩立1254番4、1297番4、1297番5、1304番1の一部、1304番5の一部、1304番6、1304番7、1304番8、1304番9、1304番10、1304番11、1304番12、1304番13、1304番14、1304番15、1304番16、1304番17、1304番18、1304番19、1304番21、1310番1、1310番4、1310番5、1311番2、1311番5、1311番6、1314番の一部、1328番3の一部、1330番、1340番1の一部、1348番1の一部、1348番2の一部、1348番6の一部、1348番7の一部、1349番1の一部、1349番2、1350番1の一部、1350番2、1352番2の一部、1352番4及び里道・水路の一部	長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷849番地1 株式会社上山建設 代表取締役 上山 誠
変更許可（第1回） 令和6年6月12日		
変更許可（第2回） 令和7年12月4日		

### 一般競争入札の実施（公告）

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年1月30日

長崎県立長崎図書館長 加藤 盛彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

郷土資料センター図書館情報システム関連機器等賃貸借及び保守

##### (1) 借入物品及び数量等

入札説明書による。

##### (2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

##### (3) 借入期間

令和8年8月1日から令和12年7月31日

##### (4) 納入場所及び条件

入札説明書による。

##### (5) 入札の方法

前記(1)を一括して入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2号各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 郷土資料センター図書館情報システム関連機器等賃貸借及び保守に関する令和8年1月30日付けの一般競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から13の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から13の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒856-0831 長崎県大村市東本町481番地  
(名称) 長崎県立長崎図書館総務課（マイライ on 図書館内）  
(電話) 0957-48-7701  
(メールアドレス) s40270@pref.nagasaki.lg.jp

## 4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部（発注者との協議で承諾を受けた部分を除く）を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

## 5 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

## 6 入札説明書等の交付方法

(交付期間) この公告の日から令和8年2月27日までの間の午前9時30分から午後5時まで  
(交付場所) 3の部局とする。

なお、郵送での交付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手を同封のうえ、3の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

## 7 同等品承認申請書の提出場所及び提出期限

(提出場所) 3の部局等とする。

(提出期日) 令和8年2月27日 午後5時まで

## 8 入札説明書等に対する質問

入札参加希望者は、入札説明書等（仕様書等の入札に関し必要な図書を含む。）の解釈に疑義がある場合は、必ず質問し確認すること。また、受付期間以降の質問や意見は受け付けない。

(受付期間) この公告の日から令和8年2月27日午後5時までの間（県の休日を除く。）

(提出方法) 別添質問書にて、3の部局のメールアドレスへ送付のうえ、電話にて着信確認を行うこと。

(回答方法) 個別事項は当該者に、全参加者に関する事項は全参加者に、3の部局等からメールで回答する。

(回答期限) 令和8年3月4日

## 9 入札説明会

行わない。

## 10 最低制限価格

設定なし

## 11 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 12 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 3の部局等

(受領期限) 令和8年3月12日 午後5時（必着）

(提出方法) 郵送又は持参すること。郵送による場合は書留郵便により受領期限内必着のこと。悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

### 13 開札の場所及び日時等

(開札場所) ミライon図書館 2階ボランティア室(長崎県大村市東本町481番地)

(開札日時) 令和8年3月13日 午前10時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

### 14 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

#### (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

### 15 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

(1) 再度の入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

(2) 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

### 16 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。

(10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理

人の印鑑でない場合を含む。) 等入札者の意思表示が確認できないとき。

- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (16) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 17 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う。

#### 18 落札決定の取り消し

- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、郷土資料センター図書館情報システム関連機器等賃貸借及び保守に関する必要な資格（令和8年長崎県告示第64号）の2に掲げる要件（「開札日までの間」の字句は、「落札決定から契約締結日までの間」の字句に読み替えるものとする。）のいずれかに該当することになった場合は、落札決定を取り消すこととする。この場合、落札決定を取り消された者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 上記(1)により落札決定を取り消した場合、次順位者を落札者とする。

#### 19 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 20 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be required:  
Lease and maintenance of equipment related to local materials center the library information system
- (2) Lease period:  
From August 1, 2026 to July 31, 2030 (48 months)
- (3) Delivery place:  
Please see the tender documentation
- (4) Time-limit for tender:  
5:00 p.m. March 12, 2026
- (5) Date and time for the opening of tender:  
10:30 a.m. March 13, 2026
- (6) Point of contact:  
Nagasaki Prefectural Nagasaki Library (Mirai On Library)  
481 higashihon-machi, Omura City, Nagasaki Prefecture, 856-0831, Japan  
TEL 0957-48-7701

#### 落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年1月30日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 浦 真樹

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量  
ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守 1式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）  
住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号  
電話 095-820-0110

3 調達方法  
賃貸借

4 契約方法  
一般競争入札

5 落札決定日  
令和7年12月18日

6 落札者  
東京都品川区北品川5-5-15大崎ブライトコア  
オリックス・レンテック株式会社 代表取締役社長 上谷内 祐二

7 落札価格  
39,398,400円（消費税及び地方消費税を含まない。）

8 入札公告日  
令和7年11月7日

9 落札方式  
最低価格

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話  
代表  
直通表  
(八二四)  
二一  
一一  
一一  
一一

雜報

## 令和7年度行政書士試験の合格者（公告）

令和7年度行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

令和8年1月30日

一般財団法人行政書士試験研究センター

## 理事長 望月 達史

受験番号	8310001	8310002	8310009	8310013	8310018	8310026	8310027	8310028	8310033
	8310035	8310046	8310048	8310054	8310056	8310059	8310061	8310073	8310090
	8310097	8310122	8310134	8310172					
	8320001	8320004	8320005	8320008	8320010	8320019	8320022	8320023	8320030
	8320039	8320059	8320060	8320061	8320067	8320096	8320102	8320114	8320115
	8320129	8320130	8320134	8320135					

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社クライツクリント  
寺田宏弥